

公述申立書提出にあたっての注意事項

(1) 公述申立書の提出について

公聴会で意見を述べようとする人は、令和7年6月2日（月）～6月16日（月）の執務時間内に井原市役所都市施設課窓口へ公述申立書を提出してください。

公述申立書を提出した方が多数の場合は、意見を述べることができる方を制限する場合があります。また、原案に関係のない意見を述べることはできません。

公述申立書の提出は郵送、メール、FAXでも可能ですが、縦覧期間中の執務時間内に必ず届く必要があります。

なお、郵送、メール、FAXで提出いただいた場合は、都市施設課まで連絡してください。

郵送先：〒715-8601 井原市井原町311番地1

井原市役所都市施設課管理係 宛

メールアドレス：toshis@city.ibara.lg.jp

FAX 番号：0866-62-1744

電話番号：0866-62-9527

(2) 公述申立書を提出できる者について

市内に住所を有する者（法人を含む）

(3) 公述申立書への個人情報の記載について

公述申立書の様式には住所、氏名、電話番号を書いていただくようにしています。これは公述人選定通知書の送付などに必要となるためです。

公述申立書に添付する「意見の要旨及び理由」の様式は自由ですが、400字以内でお願いします。

(4) 公述人選定通知書の通知について

公聴会において意見を述べていただく場合は、縦覧期間満了後に「公述人選定通知書」を通知します。（井原市都市計画公聴会規則第7条）

(5) 公述申立書に対する見解について

提出された公述申立書に基づき公聴会で公述される内容に対しては、その場での回答はいたしません。その後計画案の縦覧の際に見解をお示しすることとなります。